

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

珠洲市は、能登半島の先端に位置し、三方を海に囲まれ海岸線総延長は、約67キロメートルの長さにとんでいる。市の南西から北東に宝立山、鞍坪岳、山伏山が連なり、外浦と内浦に大別され、ここから流れる河川及び流域並びに海岸の概況は、次のような特徴がある。

【外浦】

- ・山が海岸線まで迫り比較的平野部が少ない。
- ・地形上急流が多く、流域延長の短い河川が多い。
- ・北西の季節風の影響が強く、波は高いことが多い。

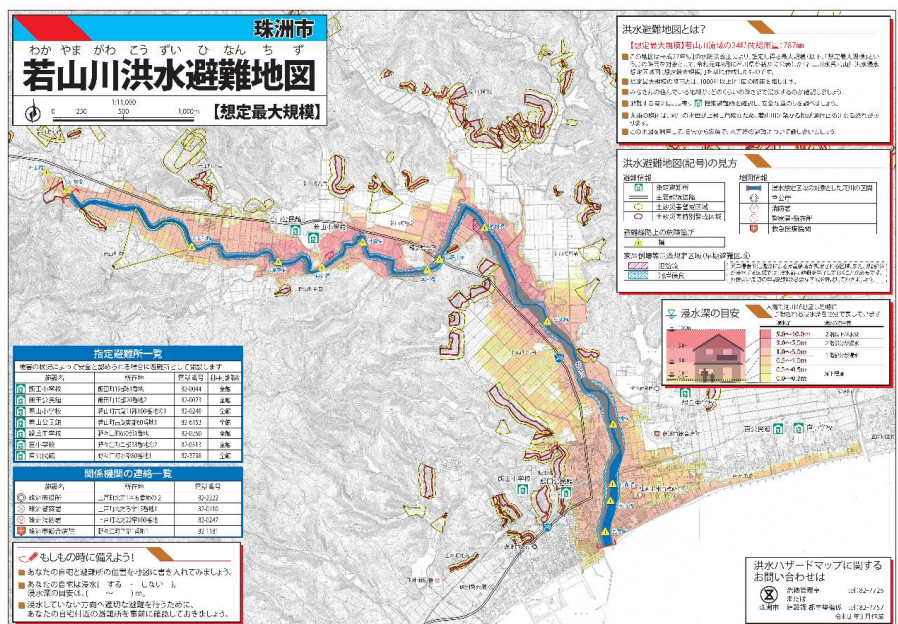
【内浦】

- ・山沿い地帯と平野部との区切りが比較的画然としている。
- ・地形上緩流の河川が多く、流域延長も長く水量も豊富である。
- ・河口は波浪により集まる砂礫でふさがれ易い。
- ・海は比較的穏やかである。

②地域の災害リスク

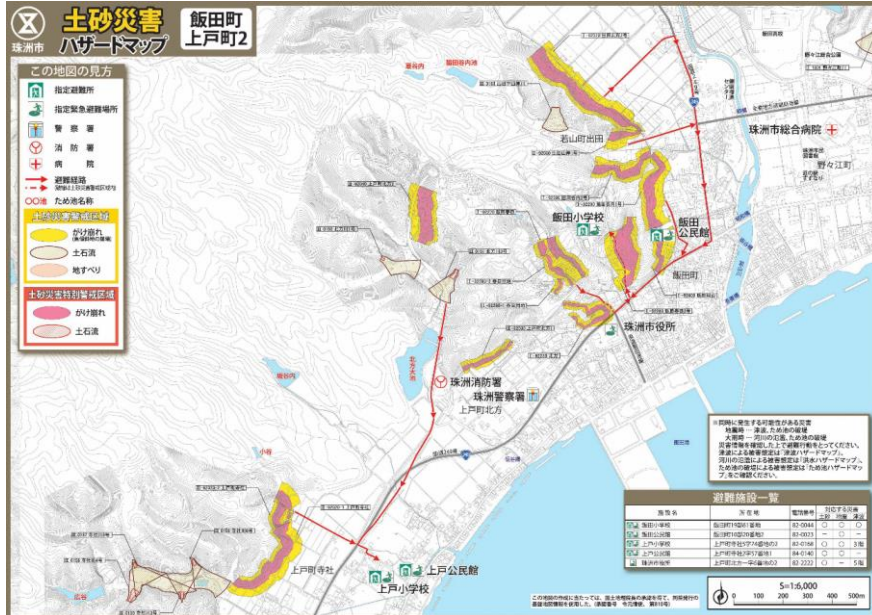
(洪水：ハザードマップ)

本市のハザードマップによると、若山川が大雨によって洪水が発生し、堤防が決壊した場合、商工業者が多く集積している飯田町や野々江町の一部で0.0メートルから3.0メートルの浸水被害が予想されている。



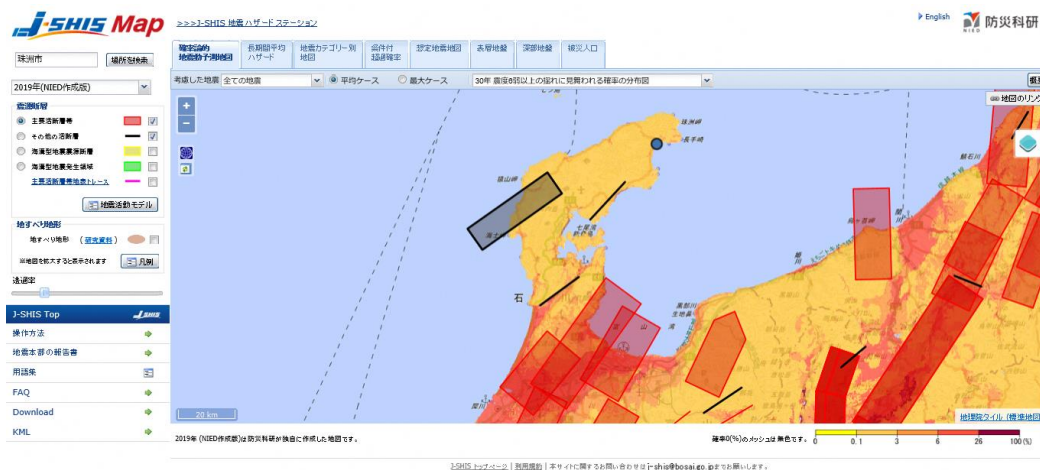
(土砂災害：ハザードマップ)

本市のハザードマップによると、商工業者が多く集積している飯田町や野々江町は平野部となっており、商工業者への災害は比較的少ないと考えられる。



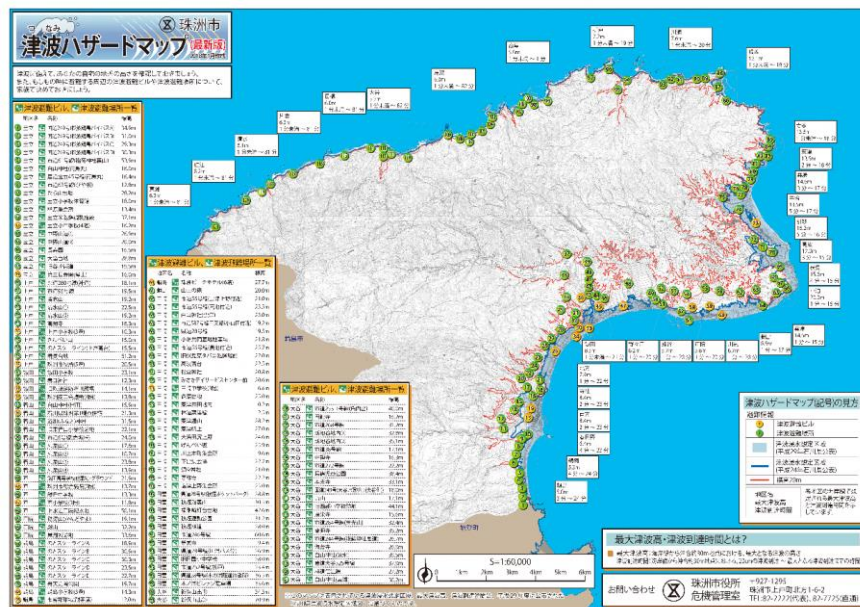
(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーション防災地区によると震度6弱以上の地震が今後30年間で当市の広い範囲において3%以上の確率で発生するといわれている。近年では平成19年3月25日に能登半島沖を震源地とする能登半島地震が発生し、珠洲市では震度5強を観測した。また、被害状況は軽傷者3名、家屋の全壊が2棟、半壊が13棟、一部損壊が682棟であり、落下による商品の破損や店舗が一部損壊したが事業者もあった。



(津波災害：ハザードマップ)

本市では、沿岸部に住居や事業者が多いという特徴がある。沿岸部では、地域により最大5.0m～20.0mの津波被害が想定されており、津波災害が発生した場合には甚大な被害となることが予想されている。



(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況（経済センサス：平成28年度）

- ・商工業者等数 837人
- ・小規模事業者数 726人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	133	125	市内各地に点在している
製造業	105	88	市内各地に点在、一部事業所・工場が沿岸部に立地している
卸・小売業	293	246	市内の沿岸部に多く立地しており、飯田町商店街や野々江町の商業集積地の大半が浸水予想地域に立地している
サービス業	256	220	市内の沿岸部に多く立地しており、飯田町商店街など大半が浸水予想地域に立地している
その他	50	47	市内各地に点在している
合計	837	726	

(3) これまでの取り組み

1) 当市の取組

①地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、地震、津波災害、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、土砂災害などの一般災害及び海難、油流出、航空機、道路、危険物等の大規模な事故災害から市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護することを目的に策定し、年に一度見直しを行っている。

地域防災計画では、災害による被害の軽減を図るため、防災関連施設の整備、平常からの防災訓練、市民への防災知識の普及等に関する「災害予防計画」と災害時における初動期の対策及び応急対策など、被害の拡大防止に関する「災害応急対策計画」、被災者の生活安定と社会経済活動の早期回復のための「復旧・復興計画」を災害のケースごとに定めている。

②総合防災訓練の実施

地震が発生した際に、どこに集まって、どこへ避難するかを確認する機会として防災訓練を毎年実施している。防災訓練は、市内全域で自主防災組織を中心とし、防災行政無線による情報伝達訓練、情報収集訓練、避難所開設訓練、自然災害を想定した避難訓練を実施し、災害時の行動を確認している。

③避難所及び備蓄品の整備

津波一時避難場所を122箇所（高台）、指定避難所27箇所（小・中学校、里山里海自然学校、旧上黒丸小中学校、公民館等）を指定している。指定避難所には非常食と非常用飲料水、非常用の毛布を備蓄している。

④ふれあい講座（出前講座）における防災講座の実施

希望する各種団体やグループに対し、自然災害に対する自助・共助・公助、地震に対する備え、地域の自主防災について講座を行っている。

⑤感染症対策の取組み

平成27年に珠洲市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

2) 当所の取組み

①事業者のBCPに関する国の施策の周知

事業者の災害発生時への備えの必要性を認識・理解していただくため、国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」の小冊子等を用いて防災・減災についてBCPの普及啓発・周知を行っている。

②損害保険への加入促進

当所では、日本商工会議所が制度運営・普及の促進と合わせ、各損害保険会社と業務提携している(1)中小企業PL保険制度、(2)全国商工会議所PL団体保険制度、(3)全国商工会議所中小企業海外PL保険制度、(4)情報漏えい賠償責任保険制度、(5)業務災害補償プラン、(6)休業補償プランについて、小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクヘッジ対策として普及・加入促進を行っている。

③防災備品を備蓄

手動式懐中電灯、軍手、ゴミ袋などをそれぞれ備蓄している。

④防災訓練の実施

当所が所有している「珠洲商工会議所会館」は、消防設備等の各種点検報告を行っているほか、消防計画に沿ったテナント入居者合同による防災教育の実施や避難誘導を含めた、総合訓練を定期的の実施している。

II 課題

①当所と当市の連携体制の構築について

現在、市内事業者の緊急時の取組みについては協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルは整備されていない。

②小規模事業者の災害リスクの認知不足

市民の防災意識の向上は進みつつあるものの、当市の事業者においては、危機意識はまだ低く、当事者意識の醸成が必要である。

III 目標

①当所、当市との連携体制の構築

災害時における連絡体制を円滑に行うため、当市と当所との間の被害情報報告ルートを構築する。また、発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

②事業者への危機意識の醸成

市内中小企業、小規模事業者に対して、事業継続力強化計画の認定取得に向けての支援や災害リスクを軽減させる保険や共済への加入推進を強化するなどして危機意識の醸成ならびに災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和6年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

< 1. 事前の対策 >

1) 計画の適時修正（当所、当市）

- ・当市は令和元年6月に「珠洲市地域防災計画」の見直しを行っており、本計画は珠洲市地域防災計画と整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるよう適時修正を行う。

2) 事業者に対する災害リスクの周知（当所、当市）

- ・珠洲商工会議所会報やホームページ等により、事業者に対し国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要などの周知を行うとともに、中小企業や小規模事業者を対象とした事業者BCPセミナーを実施し、普及啓発活動を行う。
- ・経営指導巡回時や来所等による面談時に、ハザードマップ等を用い、事業所立地場所の自然災害等のリスク軽減のための取組みや対策（休業の備え、損害保険、共済加入等）について説明する。
- ・個別事業者のBCP策定等について、当所の経営指導員が中心となり、指導や助言を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。

3) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は令和2年度に作成し、随時見直す。

4) 関係団体との連携（当所）

- ・自治体や当所会員、関係機関等への普及啓発ポスター掲示依頼を行い、周知啓発活動を行う。

5) フォローアップ（当所、当市）

- ・巡回指導時などでの事業者BCP等の取り組み状況の確認

6) 当該計画に係る訓練の実施（当所、当市）

- ・自然災害（能登半島沖を震源とする震度6強の地震が発生し、大津波警報が発令される災害等）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

※スケジュール

(令和3年度)

項目					
1) 計画の適時修正	随時				
2) 災害リスクの周知	会報発行時 (年1回) 例：9月	ホームページ掲載 例：10月～	面談時説明 (随時)	個別事業者BCPの指導・助言 例：10月～	セミナー開催 例：2月
3) 事業計画の策定	作成				

	例：12月				
4) 関係団体との連携	ポスター掲 示依頼 例：10月				
5) フォローアップ	随時				
6) 訓練の実施	消 防 訓 練 (年2回) 例：6月12 月	情報セキュ リティ訓練 例：6月	地域防災訓 練 (各自)		

(令和4年度)

項目					
1) 計画の適時修正	随時				
2) 災害リスクの周知	会報発行時 (年2回) 例：5月11 月	ホームペー ジ掲載	面談時説明 (随時)	個別事業者 への指導・ 助言 (随時)	セミナー開 催 例：11月
3) 事業計画の策定	随時見直し				
4) 関係団体との連携	ポスター掲 示依頼 例：9月				
5) フォローアップ	随時				
6) 訓練の実施	消 防 訓 練 (年2回) 例：6月12 月	避難訓練 例：6月	地域防災訓 練 (各自)		

(令和5年度)

項目					
1) 計画の適時修正	随時				
2) 災害リスクの周知	会報発行時 (年2回) 例：5月11 月	ホームペー ジ掲載	面談時説明 (随時)	個別事業者 への指導・ 助言 (随時)	セミナー開 催 例：11月
3) 事業計画の策定	随時見直し				
4) 関係団体との連携	ポスター掲 示依頼 例：9月				
5) フォローアップ	随時				
6) 訓練の実施	消 防 訓 練 (年2回) 例：6月12 月	連絡訓練 例：6月	地域防災訓 練 (各自)		

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後は当所では事務局長、当市では産業振興課長が統括となり、1時間以内に職員の安否確認を行い、安否結果を当所と当市で共有する。

(SNSや電話等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する。)

- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合には、本市に置ける感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定(当所、当市)

- ・当所と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
下記例の「大規模な被害がある」「被害がある」については、当所にて災害対策本部の設置と相談窓口の開設を想定している。

(豪雨による例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警戒解除後に出勤する。等

- ・職員全員が被災する場合等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、5日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・市内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・市内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週間	被害状況が入り次第、随時情報共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害発生時に、地区内の事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが

できる仕組みを構築する。

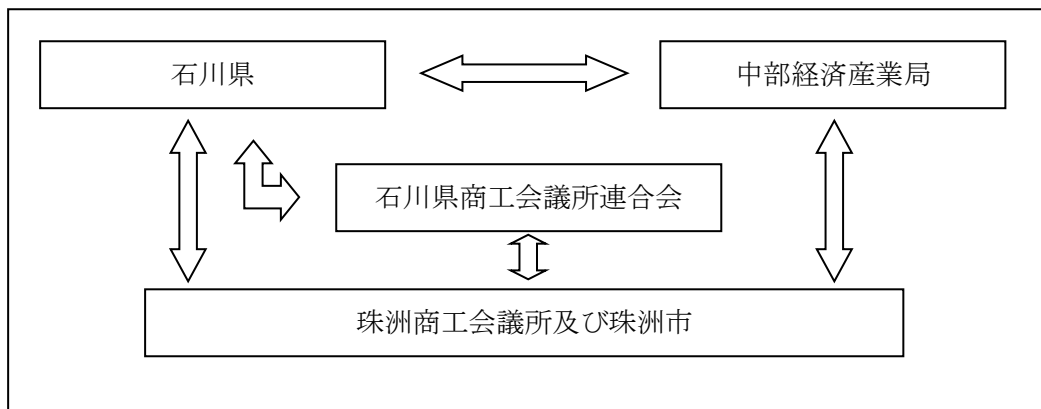
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

（例：被害額、算定方法の目安は中小企業庁の『中小企業BCP運用指針第2版』に基づき、事業の復旧に要する費用（直接被害）を見積もることとし、被害調査用シートを規格化するなどして共有する情報を揃える。）

- ・当所と当市が共有した情報を、メールなど石川県の指定する方法にて当所より石川県へ報告する。また必要に応じて中部経済産業局、石川県商工会議所連合会へも報告する。

連絡体制図

- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を石川県の指定する方法にて当所より石川県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

1) 相談窓口の開設

緊急相談窓口の設置方法について、当市と相談する。相談窓口は安全性が確認された場所において、設置する。

2) 管内事業者の被害状況の確認について

発災後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

■時間経過とともに必要となる被害調査等

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災直後 ～2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員・議員を対象に LINE、Eメール、 携帯電話
		大まかな被害の確認調査 (職員参集可否・居住地周辺被害状況)	役職員・議員や被災区域の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認調査 (非住家被害・商工被害)	管内事業者を対象に巡回訪問による聞き取り
		間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品原材料調達状況、風評等)	

3	発災3日後～ ～14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続き等)	管内事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

3) 支援施策等の情報発信

応急時に有効な被災事業者施策（国や石川県、珠洲市の施策）について、地区内事業者等へ周知する。

4) 感染症が発生した場合

感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はそのおそれがある事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内事業者に対する復興支援 >

1) 支援方針の決定

石川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。

2) 被災地のみでの対応が困難な場合

被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を石川県等に相談する。

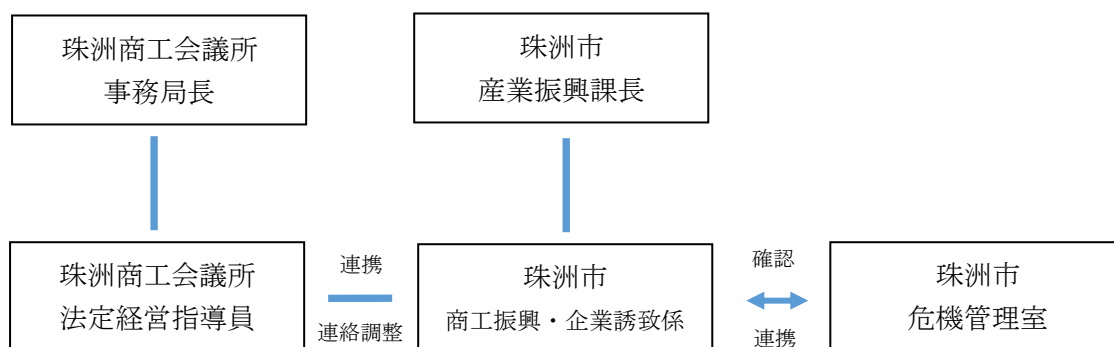
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年6月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

宮崎 仁志、上田 裕行

※各経営指導員の連絡先については、(3) ①を参照。

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

ア) 本計画の具体的な取組の企画や実行

イ) 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ

(3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先

①商工会/商工会議所

珠洲商工会議所 指導課

〒927-1214 石川県珠洲市飯田町1-1-9

TEL: 0768-82-1115 / FAX: 0768-82-1608

E-mail: suzucci@lilac.ocn.ne.jp

②市

珠洲市産業振興課

〒927-1295 石川県珠洲市上戸町北方1字6番地の2

TEL: 0768-82-7775 / FAX: 0768-82-7802

E-mail: rousyou@city.suzu.lc.jp

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和 年度	令和 年度
必要な資金の額	350	400	400		
・セミナー開催費	100	130	130		
・専門家派遣費	100	100	100		
・広報費等	100	120	120		
・防災、感染症対策費	50	50	50		

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、珠洲市補助金、石川県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。